

道の駅かでなデジタルサイネージ導入業務企画提案（プロポーザル） 特別仕様書

1 事業の目的

嘉手納町へ来訪した人々に、嘉手納町の観光情報を発信するため、観光施設へ、ICT技術を活用した基盤整備を行い、情報発信を強化することにより、町内全体の観光資源の活用と回遊性の向上を促進する。

2 事業期間

契約締結の日から平成26年3月31日

3 事業名

道の駅かでなデジタルサイネージ導入業務

4 予算額

提案にあたっては、総額9,405千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

5 設置場所

嘉手納町屋良東部地区地域振興施設（道の駅かでな）

6 総則

- (1) 委託者は誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等を遵守し、実施するものとする。
- (3) 本業務中に、地元住民等から業務に関して異議があった場合、速やかに委託者と協議すること。
- (4) 受託者はあらかじめ業務に必要な業務計画書をたて、委託者と協議しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う主任技術者を定め業務全般にわたり、技術的管理を行わなければならない。
- (6) 受託者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を委託者に申し出ることができるものとする。その際受託者は、業務完了後速やかに貸与された図書などを返却しなければならない。
- (7) 受託者は、業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
①着手届 ②工程表 ③主任技術者届 ④業務担当職員表 ⑤経歴書 ⑥完了届
⑦納品書 ⑧その他、協議により指示のあった事項
- (8) 受託者は委託者と常に密な連携を取るとともに十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。

- (9) 委託者は受託者に業務の進捗状況について説明、報告を求めることができる。
- (10) 受託者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に公表してはならない。
- (11) 受託者は、本仕様書に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務を完了したものとしますが、業務完了後に瑕疵を発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。
- (12) 本業務の成果品はすべて委託者の管理及び帰属とし、受託者は第三者に公表または貸与してはならない。
- (13) 受託者は、業務遂行上に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容、状況を報告し委託者の指示に従うものとする。
- (14) 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議のうえ委託者の指示に従うものとする。

7 委託業務の内容

主な業務項目の範囲は以下の通りとすること。

- (1) 嘉手納町内の観光案内、地図経路案内等が簡易な操作で可能な案内システムの開発（地図情報を基本とし、タッチパネルで詳細情報を表示）を行うこと。
- (2) 観光施設、宿泊施設、特産品等の嘉手納町観光情報及び沖縄県道路交通情報を掲載し、本町の周遊を促進するコンテンツであること。
- (3) 沖縄観光安心安全ガイドや台風時の際の対策等危機管理に関するコンテンツを作成すること。
- (4) 案内システムの活用促進を高める工夫を施すこと。
- (5) 嘉手納町の観光情報発信における課題や特殊事情を配慮した提案を行うこと。
- (6) 画像、動画も登録、表示可能とすること。
- (7) 運用におけるコンテンツの修正、追加等の情報更新について管理者が簡易な操作で行えるようにすること。
- (8) 設置後の管理者（嘉手納町）に対する導入機器の操作教育に関すること。
- (9) 現地調査、デジタルサイネージ設置に関する諸事項及び施設管理者との協議に関すること。
- (10) 適切なセキュリティ対策を施すこと。
- (11) デジタルサイネージ機器のネットワーク配信は無線で行い、データの転送はUSBで行えるようにすること。

(12) デジタルサイネージの端末へ嘉手納町をイメージ出来るような装飾を施すこと。

(13) 機器の仕様については、別添1のとおりとする。

8 業務進捗状況及び打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを必要に応じて随時実施する。また、報告及び打ち合わせには、本業務を管理する立場の者と担当者が参加する。事業者にて会議の議事録を作成することとし、町の承認を得ること。

9 その他

①次年度以降の保守・運用費

次年度以降発生する維持管理に必要な費用に関しては、できる限り本町の負担が軽減されるようにすること。

②瑕疵担保責任

本件業務の成果物に対する瑕疵の取り扱いについては、受託事業者の瑕疵担保責任期間を検収後1年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。対応期限については協議のうえ定める。

③業務成果の帰属等

(1) 取得財産について

本業務で取得した全ての財産（調達機器類・ソフトウェア等）は、本町へ帰属するものとする。

(2) 著作権の帰属

本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本町へ帰属するものとする。

(3) 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本町は責任を負わない。

(4) 品質管理体制等について

品質管理および情報セキュリティについて、本事業に相応した認証の取得又は認定を受けていること。

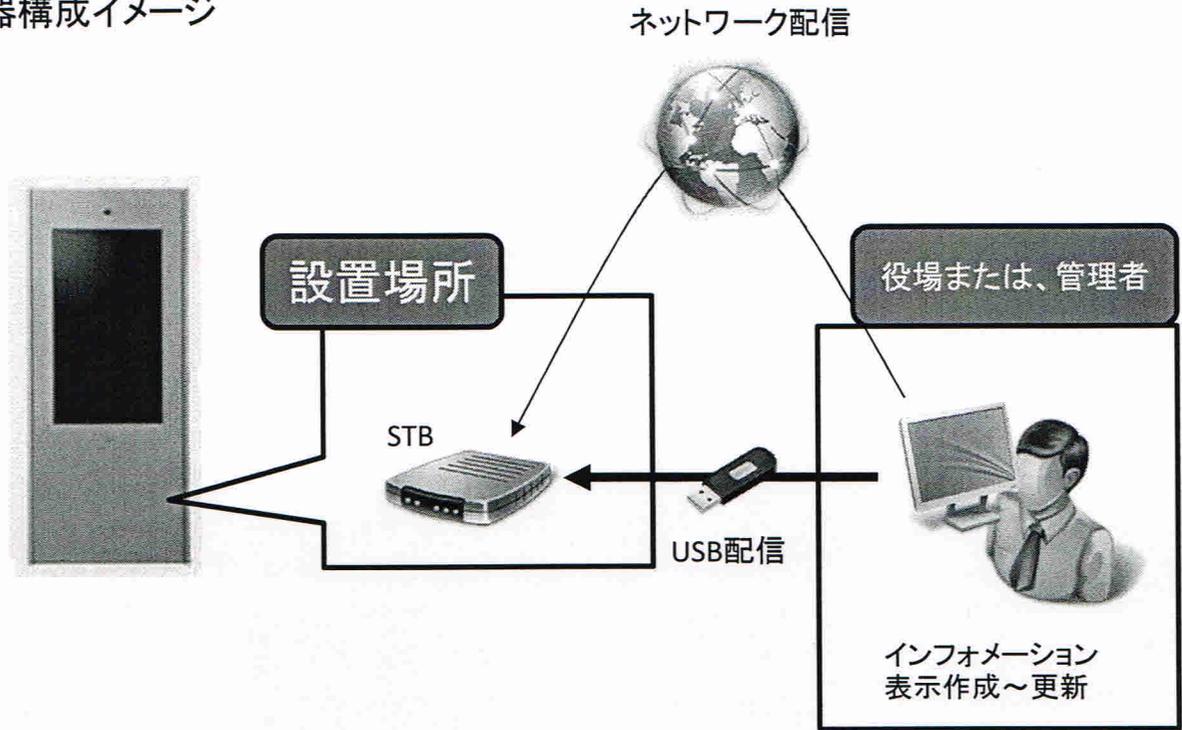
(別紙1)

デジタルサイネージ機器仕様

項目	仕様
ディスプレイ部	低消費電力でエコ環境に貢献し、人が多い公共の場、明るい空間でも耐久性に高い視認性を実現する業務用液晶ディスプレイとすること。
ディスプレイ	業務用LEDバックライト搭載フルスペックハイビジョン液晶ディスプレイ
バックライト方式	LEDバックライト方式
画面サイズ	55インチ
輝度	最大輝度:1200cd/m ² 以上
定格消費電力	650W以下
スピーカー／音声出力	
ディスプレイコントローラ:STB部	人が多い公共の場でも利用できる耐久性を持った、365日24時間稼働を可能とするディスプレイコントローラ(STB)とする。
出力解像度	Full HD動画 縦・横表示可能なこと。
出力端子	デジタル映像出力端子、USB端子、音声出力端子
タッチパネル部(タッチ操作表示領域)	照明や日光に影響を受けにくい方式とする。
動作方式	静電容量方式
タッチパネルサイズ	55インチ
反応速度(ms)	100ms 以下
スタンド	キャスタ付及びアンカー止めのいずれにも対応可能な構造であること。 キャスタ時は15度以上傾いた場合でも転倒しにくい構造となっていること。 (設置場所の状況に応じてキャスタ付またはアンカー止めを別途判断する)
サイネージソフトウェア(インフォメーション表示領域)	コンテンツの作成からタイムテーブル、スケジュール、配信の設定が容易に操作がおこなえるものとする。
表示ファイル形式	以下のファイル形式が表示できること。 ・Flash形式 : swf ・動画形式 : mpg, wmv, mov, H264 ・静止画形式 : jpeg, png, gif ・HTML形式 : html
静止画表示	複数枚の静止画に対しフェード効果をつけて表示できること。
テロップ	ディスプレイ上にテロップの表示が可能なこと。
割り込み配信	緊急時にインフォメーション表示領域に割り込み表示ができること。
スケジュール	最短1分単位でタイムスケジュールが組めて、カレンダー形式で、曜日、日付指定ができるスケジュール機能とする。
配信方法	USB配信、ネットワーク配信 いずれも可能であること。 STB個別配信、STBグループ配信、STB一斉配信ができるものとする。

(別紙2)

■ 機器構成イメージ



■ 表示領域イメージ

